

<必要書類の作成方法>

1. 様式1 受験資格確認表

学歴について確認するための表です。

1単位当たりの授業時間数は、原則として、単位取得証明書に記載の単位数に基づく授業時間数を記入してください。

ただし、ECTS（ヨーロッパ単位互換評価制度）を採用している学校はその旨を連絡事項に記入し、その場合の単位数はECTSの値を記入してください。

なお、1単位あたりの授業時間数は、日本の大学の場合は、講義・演習は1単位15時間、実験・実習・実技は1単位30時間を目安として計算しています。

2. 様式2 履修科目一覧表

単位取得証明書から建築に関する科目を記入してください。

履修科目分類表は「一級建築士試験用」と「二級・木造建築士試験用」の2種類がありますので、希望する建築士試験の履修科目分類表をご確認ください。

各学校種別における学歴要件は以下のリンク先を参照してください。

[【一級建築士の受験・免許登録時の必要単位数（学校種別）】](#)

[【二級建築士・木造建築士の受験・免許登録時の必要単位数（学校種別）】](#)

3. 様式3 課程説明書（シラバス）の日本語訳

様式2で記入した科目を分類毎に並べ替え、大学が発行した課程説明書（シラバス）をご本人が日本語に翻訳して記入してください。なお、例年、日本語に翻訳した内容のみでは、履修科目一覧表の分類に該当するか読み取れない記述が多くあります。その場合は、実際に受けられた授業内容について、建築の各専門分野（建築設計製図、建築計画、建築環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築生産、建築法規、その他建築に関する科目）であることを第三者が読み取れるように補足説明してください。

過去の申込者と同じ日本語に翻訳している方が散見されます。必ず、実際に受けた授業内容をご本人が日本語に翻訳してください。

・「建築設計製図」の授業内容として読み取れない例示と補足の例：

現代社会における都市や建築の問題点を考察し、建築家としての解決策を創造するとともに建築設計者としての知識や技能を養うことを目的とする授業である。

→ 5階建ての集合住宅、事務所ビルの建築設計を学習し、その成果物として、平面図、断面図、矩計図、立面図を制作することにより、建築設計の知識及び技能を養う。

4. 卒業証明書の日本語訳

ご本人が日本語に翻訳したもので問題ありません。

5. 単位取得証明書又は成績証明書の日本語訳

ご本人が日本語に翻訳したもので問題ありません。

6. 様式4 必要書類の日本語訳等に関する誓約書

署名(サイン)は手書きしてください。なお、日本語に翻訳した内容について、事実と異なる場合は、「合格の無効」又は「受験の無効」となる場合があります。

7. 卒業証明書(原本)

コピーは認められません。

8. 単位取得証明書又は成績証明書(原本)

コピーは認められません。

9. 大学が発行した課程説明書(シラバス)

課程説明書(シラバス)が無い方は、その理由を確認します。

事前に、学校に問い合わせしており発行されないことが判明している場合は、「様式1 受験資格確認表」の連絡事項にその旨を記入してください。

10. 返却用 レターパックライト(日本郵便) ¥370-

証明書(原本)は、一級建築士試験は国土交通省、二級・木造建築士試験は各都道府県が審査完了後(令和6年6月末頃)に返却します。

「レターパックライト(日本郵便) ¥370-」を購入し、返却先の住所、氏名等を記入して2つ折りにして同封してください。なお、証明書(原本)がレターパックに入らない場合は、返却用の封筒と着払い伝票(お届け先を記入)を代わりに同封してください。

11. 様式5 必要書類チェックシート

必要書類が揃わないまま提出される方が散見されます。

不備がある場合、確認できませんので「必要書類チェックシート」を活用し、全て提出してください。

[必要書類を作成する際の注意事項]

※ 必要書類は、ステープラーの針で止めないでください。

※ 一級と二級の建築士試験受験を両方ご希望の方は、一級と二級それぞれの必要書類を作成してください。一級建築士試験は国土交通省、二級・木造建築士試験は各都道府県が審査を行い、国土交通大臣又は各都道府県知事によって受験資格が認定されます。